

周南市小学校普通教室
空調設備整備事業

特定事業の選定

令和元年 7 月 24 日

周南市

周南市立小学校普通教室空調設備整備事業 特定事業の選定

周南市（以下「市」という。）は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 7 条の規定に基づき、「周南市小学校普通教室空調設備整備事業」（以下「本事業」という。）を特定事業として選定したので、PFI 法第 11 条第 1 項の規定により、特定事業選定にあたっての客観的な評価結果を公表する。

令和元年 7 月 24 日

周南市長 藤井 律子

特定事業の選定について

1. 事業概要

本事業は、市内の市立小学校における教育環境向上を図るため、学校内の普通教室へ空調設備の導入を行う。事業の実施にあたっては、児童の日々の学校生活への影響を最小限に留めるとともに、可能な限り早期かつ一括した整備の実施、財政負担縮減及び平準化の観点から、民間事業者の技術やノウハウを活かす方法として、PFI 法に基づく事業手法の導入を図るものである。

(1) 施設概要

設置教室数：小学校 25 校 359 室

(2) 事業方式

本事業の事業方式は、本事業を実施する PFI 事業者（以下「事業者」という。）が、空調設備の設計、施工、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行う BTO（Build Transfer Operate）方式とする。

(3) 事業期間

- ・ 設計・施工期間 事業契約締結日～令和 2 年 8 月 31 日（約 5 ヶ月間）
- ・ 試運転・検査・所有権移転期間 令和 2 年 9 月 1 日～令和 2 年 9 月 30 日（1 ヶ月間）
- ・ 維持管理期間 令和 2 年 10 月 1 日～令和 15 年 9 月 30 日（13 年間）

(4) 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりである。

ア. 空調設備の設計・施工・工事監理業務に関する対価

市は、空調設備の設計、施工、工事監理業務、所有権移転等に関する対価について、市への所有権移転後、事業期間終了までの間、事業契約書にあらかじめ定める額を一括支払分として支払い、それ以外の額を割賦方式により事業者に支払う。

イ. 空調設備の維持管理業務に関する対価

市は、空調設備の維持管理業務に関する対価について、事業契約書にあらかじめ定める額を維持管理費として、維持管理期間にわたって事業者に支払う。

2. 市が自ら事業を実施する場合と PFI 方式により実施する場合の評価

(1) 評価方法

- ア. 本事業を PFI 方式として実施することにより、公共サービスの提供の早期実現とサービス水準の向上が期待できること、及び事業期間を通じた市の財政負担の縮減を期待できることを選定の基準とした。具体的には、次のとおり評価を行った。
 - a) PFI 方式として実施することの定性的評価
 - b) 市の財政負担見込額による定量的評価
 - c) 上記による総合的評価
- イ. 市の財政負担見込額の算定に当たっては、事業者からの税収その他の収入等の適切な調整を行い、将来の費用と見込まれる財政負担の総額を算出のうえ、これを現在価値に換算することにより評価を行った。

(2) 評価結果

- ア. PFI 方式として実施することの定性的評価
本事業において PFI 方式を用いた場合、次のような定性的な効果が期待できる。
 - a) 空調設備の早期かつ一括導入
従来の公共事業では、設計・施工・工事監理業務をそれぞれ個別に実施するため、空調設備の整備が完了するまでに時間を要するが、PFI 方式の採用により、これら業務を一括して行うことで、短期間での集中的な施工を行うことが可能となり、学校教育への影響を可能な限り低減できる。
 - b) 効率的な事業の実施
本事業では、PFI 方式の採用により、空調設備の設計・施工・工事監理・維持管理業務を一貫して民間事業者が実施するため、効率的な施工や、維持管理を見越した設計・事業計画、創意工夫による品質確保と費用の最小化を見据えた設備整備等が期待できる。
 - c) リスク分担の明確化による安定した事業運営
本事業の計画段階において、あらかじめ発生することが想定されるリスクを可能な範囲で想定し、その責任分担を市と事業者との間で明確化することによって、問題発生時に適切かつ迅速な対応が可能となるため、事業期間にわたっての事業の円滑な遂行や安定した事業運営が行われることが期待できる。
 - d) 財政負担の平準化
既に空調設備が設置済の学校を除く市内全ての小学校の普通教室の空調設備を一斉に導入するため、多額の整備費用が必要となる。市が自ら実施する場合、設計・施工年度に全て支払いを完了させる必要があり、当該年度の財政負担が大きくなるが、PFI 方式の採用による民間資金等の活用により、割賦払いとすることで、市の財政負担を平準化することが可能となる。

イ. 市の財政負担見込額による定量的評価

a) 市の財政負担見込額算定の前提条件

財政負担見込額の算定については、本事業を市が自ら実施する場合と PFI 方式により実施する場合の財政負担見込額を事業期間にわたり年度別に算出し、現在価値換算を行い、比較した。財政負担見込額を設定した主な前提条件は次の表のとおりである。

なお、これらの前提条件は、市が独自に設定したものであり、実際の事業者の提案内容を制約するものではなく、一致するものでもない。

表 市の財政負担額算定の前提条件

項目	市が自ら実施する場合	PFI 方式により実施する場合
財政負担額の主な内訳	①施設整備費（設計費、施工費、工事監理費） ②維持管理費 ③市債支払利息	①設計・施工等のサービス対価 ②維持管理のサービス対価 ③市債支払利息 ④アドバイザー費用 ⑤その他、SPC に係る経費
共通の条件	①事業期間：約 13 年 6 ヶ月 （設計・施工等期間約 5 ヶ月、試運転等期間 1 ヶ月、維持管理期間 13 年） ②事業規模：小中学校25校（359室）における新規空調設備等の整備・維持管理 ③インフレ率：0% ④割引率：0.623%	
資金調達に関する事項	①国庫補助金（予定） ②市債（予定） ③一般財源	①国庫補助金（予定） ②市債（予定） ③民間資金 ④一般財源
積算方法	実勢価格や類似事業における経費実績等に基づき設定	実勢価格や類似事業における経費実績等を勘案しつつ、民間事業者の創意工夫が発揮されることを想定して設定

b) 市の財政負担の比較

前掲の前提条件に基づく財政負担を比較すると、以下のとおりとなる。ここでは、市が自ら実施する場合の財政負担額を 100.0%とし、指標により比較を行う。

表 市の財政負担の比較

	財政負担の比較
市が自ら実施する場合	100.0%
PFI 方式により実施する場合	97.6%
縮減見込	2.4%

ウ. 総合的評価

本事業は、PFI 方式により実施することで、公共サービスの提供の早期実施とサービス水準の向上、また、効果的かつ効率的なリスク負担も期待できるとともに、市が自ら実施する場合に比べ、事業期間全体を通じた市の財政負担見込額について、約 2.4%の縮減を期待することができる。

したがって、本事業を PFI 方式により実施することが適当であると認められるため、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。